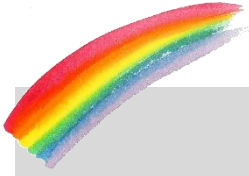


苫小牧市 パートナーシップ制度 利用の手引き



目次

1 苦小牧市パートナーシップ制度について	・・・	2
2 制度の利用方法について	・・・	3
(1) 利用することができる方	・・・	3
(2) 交付までの流れ	・・・	4
(3) 宣誓時に必要な書類	・・・	5
3 受領証等の再交付について	・・・	6
4 受領証等の返還について	・・・	7
5 宣誓後の取消について	・・・	8
6 苦小牧市から転出するとき・苦小牧市に転入するとき	・・・	9
7 Q & A	・・・	11



1 苫小牧市パートナーシップ制度について

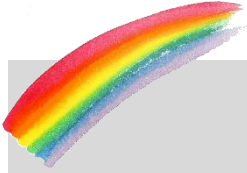
苫小牧市では、苫小牧市男女平等参画推進条例（平成18年）、苫小牧市男女平等参画都市宣言（平成25年）の理念に基づき、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現を目指しています。

苫小牧市パートナーシップ制度は、一方または双方が性的マイノリティ*である2人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市はこの宣誓に対し、宣誓書受領証や受領証カードを交付するものです。

パートナーシップ関係とは互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした2人の関係をいいます。

当事者や家族が抱える困難が少しでも解消されるとともに、地域における理解促進につながり、多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる苫小牧市の実現を目指し、「苫小牧市パートナーシップ制度」を導入します。

*性的マイノリティ・・・「性的指向が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる方」と本制度では定義しています。



2 制度の利用方法について

(1) 利用することができる方

パートナーシップ制度を利用できる方は、以下の要件をすべて満たしている方です。

\\Check\\

- 互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的マイノリティである二人であること
- お二人とも民法に規定している成年（18歳）に達していること
- 少なくともどちらか一方が苫小牧市に住所を有していること（転入予定含む）
- お二人とも配偶者がいないこと及びこの宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップ関係にないこと
- お二人の関係が民法第734条から第736条に規定する近親者でないこと
（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士ではないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。）

(2) 交付までの流れ

1 要件を確認し、必要な書類の準備

利用することができる方 …… 3 ページ

宣誓時に必要な書類 …… 5 ページ

2 宣誓日時の予約（来庁の事前予約が必要です）

電話（☎84-4052 受付時間：年末年始を除く平日 8：45～17：15）

または苫小牧市 HP から宣誓日時の予約をしてください。

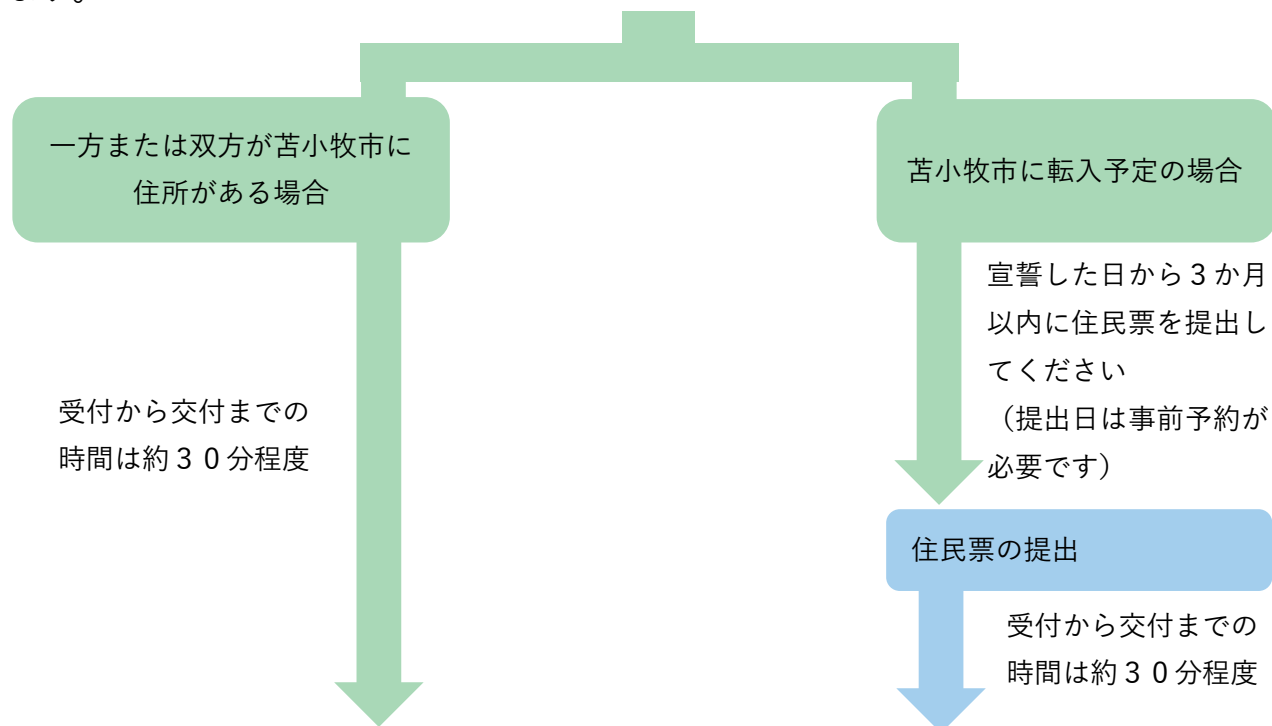


※原則、5 営業日前までのご予約をお願いしております。

苫小牧市 HP →

3 事前予約をした宣誓日時に市役所へ来庁

必要な書類（5 ページ）を持って、予約時に指定した場所までお二人で来庁してください。当日は本人確認後、宣誓書（様式第 1 号）へ記入いただき、必要書類を提出していただきます。



4 宣誓書受領証及び受領証カードをお二人それぞれへ交付

(3) 宣誓時に必要な書類

お二人それぞれの下記の書類が必要です。

\\Check\\

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書*1

- ≪ 苫小牧市に転入予定の方 ≫
苫小牧市に転入を予定していることがわかる書類*2

- 戸籍抄本又は独身証明書*3

- ≪ 通称名の使用を希望する方 ≫
日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類*4

- 本人確認書類

「氏名」及び「住所又は生年月日」が確認できる以下の書類が必要です。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
・ 運転免許証 ・ 個人番号カード(マイナンバーカード) ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード など	・ 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 など

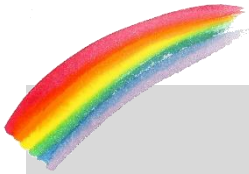
参考：法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

*1 個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご準備ください。

*2 賃貸借契約書や土地や建物等の売買契約書など。

*3 外国籍の方の場合は本国が発行した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳となります。
あらかじめご相談ください。

*4 社員証や公共料金の証明書など使用していることが客観的にわかるものをご準備ください。



3 受領証等の再交付について

次に当てはまる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを再交付します。

- 紛失、汚損したとき
- 氏名等の変更があったとき

再交付手続きの流れ

1 予約（来庁の事前予約が必要です）

電話（☎84-4052 受付時間：年末年始を除く平日8：45～17：15）または
苫小牧市 HP から再交付日時の予約をしてください。

再交付日時は市役所開庁時間（年末年始を除く平日8：45～17：15）に
限ります。

苫小牧市 HP→



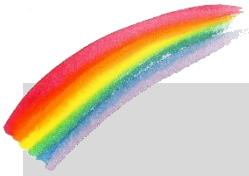
2 予約した日に市役所へ来庁

下記の必要書類をお持ちの上、ご本人が来庁してください。

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）
- ・ 本人確認書類
- ・ 紛失以外の理由の場合は交付済みの受領証及び受領証カード
- ・ 氏名等の変更の場合は戸籍抄本などの変更した内容が確認できる書類

3 受領証及び受領証カードの再交付

申請内容の確認後、再交付までは約20分程度かかります。



4 受領証等の返還について

次に当てはまる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードの返還手続きが必要です。

- パートナーシップを解消したとき
- 一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき
- どちらも苫小牧市に住所を有しなくなったとき
(連携協定を締結している自治体に転出し、継続使用申請書を提出するときを除く)
- その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

返還手続きの流れ

1 市役所へ来庁

来庁日の事前予約は不要です。ただし、個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。手続きは、市役所開庁時間（年末年始を除く平日 8：45～17：15）に限ります。

下記の必要書類をお持ちの上、ご本人が来庁してください。

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）
- ・ パートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カード
- ・ 本人確認書類

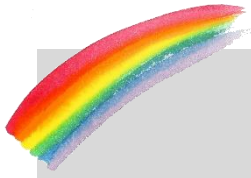
※ お一人で来庁し、手続きをすることも可能ですが、その場合は本人確認ができなかった宣誓者に対し、「受領証等の返還受理のお知らせ」を郵送いたします。

2 返還にともなう各種手続き

交付されたパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カードを利用し、行政サービスや民間サービスにおいて手続きをした場合は、各種変更手続きが必要となる場合があります。

事前に各自で各種サービス提供元へご確認をお願いします。

また、返還となった受領証番号は市ホームページ上で公表します。



5 宣誓後の取消について

宣誓後、受領証等が交付済みであっても、宣誓が無効となることがあります。

1 無効要件に該当していることが判明

次の場合は、宣誓等が無効となります。

- 宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- 利用することができる方の要件に該当しなくなったとき（要件は3ページ参照）

2 無効となった受領証番号を公開

無効となった受領証番号は市ホームページ上で公表します。

3 交付済みの受領証等を返還

宣誓者へ無効となった旨を通知します。

宣誓書受領証及び受領証カードが既に交付済みの場合は、苫小牧市役所7階協働・男女平等参画室まで直接または郵送にて、ご返還ください。

✉ 郵送先

〒053-8722

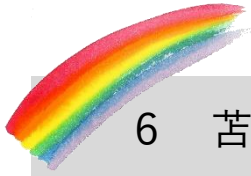
北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 協働・男女平等参画室 宛

🏢 来庁するとき

苫小牧市役所7階 協働・男女平等参画室までお越しください。

（受付時間：年末年始を除く平日8：45～17：15）

※個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。



6 苫小牧市から転出するとき・苫小牧市に転入するとき

苫小牧市と連携協定を締結している自治体の間で転出・転入する場合、手続きをすることによって、既に交付された宣誓書受領証及び受領証カードを引き続き使用することができます。

連携協定を締結している自治体については、市ホームページ又はお電話でご確認ください。

苫小牧市から転出するとき

※連携協定を締結している自治体以外に転出する場合は返還手続き（7ページ）が必要です。

1 事前に必要書類を提出

下記の必要書類を郵送または来庁し、提出してください。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第6号）
- ・本人確認書類（お二人それぞれの書類が必要。郵送の場合はコピーを同封。）

✉ 郵送先

〒053-8722

北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 協働・男女平等参画室 宛

🏢 来庁するとき

苫小牧市役所7階 協働・男女平等参画室までお越しください。

（受付時間：年末年始を除く平日8：45～17：15）

※個室対応を希望する場合は事前にご連絡ください。

2 苫小牧市から確認の連絡

申請書受付後、記載された連絡先へ受付確認の旨、連絡をします。

また、苫小牧市から申請書の写し等を転入先の自治体へ提供します。

3 受領証等の継続利用が可能

転入先の自治体において、引き続き交付済みの受領証等がご利用いただけます。

★利用時の注意事項★

- 返還手続きや再交付を希望する場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを発行した自治体での手続きが必要です。
- 連携協定を締結している自治体は変更となる場合があります。必ず、最新の情報をご確認ください。

苫小牧市に転入するとき

※連携協定を締結している自治体以外から転入する場合は改めて宣誓（3～5ページ）が必要です。

1 苫小牧市への転入前の自治体が対象かを確認

苫小牧市と連携協定を締結している自治体を市ホームページ等でご確認ください。
対象となっている場合は、継続利用の手続きが可能です。

苫小牧市 HP→

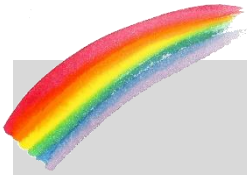


2 受領証等の交付自治体での申請

受領証等を交付した自治体が連携協定を締結している自治体の場合は、継続利用の手続きが可能です。手続きの詳細は受領証等を交付した自治体でご確認ください。

3 受領証等の継続利用が可能

転入後、苫小牧市において、引き続き交付済みの受領証等がご利用いただけます。



7 Q&A

Q. 苫小牧市パートナーシップ制度の利用に費用はかかりますか。

A. 制度の利用やパートナーシップ宣誓書受領証等の交付は無料です。
ただし、宣誓等に必要な書類の取得費用等については自己負担となります。

Q. 通称名は使用できますか。

A. 性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。
ただし、受領証等へは戸籍上の氏名も記載します。通称名の使用を希望する場合の
必要書類については、5ページをご覧ください。

Q. 同性同士のカップルしか宣誓できませんか。

A. 要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関係なく宣誓ができます。
対象者の要件については、3ページをご覧ください。

Q. 苫小牧市に住んでいなくても宣誓することはできますか。

A. 少なくとも一方が苫小牧市に住所を有していることが要件となります。
ただし、どちらか一方でも3か月以内に転入する予定であれば宣誓が可能です。
手続きの詳細については3～5ページをご覧ください。

Q. 代理や郵送で宣誓できますか。

A. 代理や郵送による宣誓はできません。宣誓者両名の本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気等の事情のため来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q. プライバシーは守られますか。

A. 宣誓の際は、必ず事前予約とし、ご希望の方へは個室をご用意します。
また、宣誓等に関する個人情報につきましては、本人の同意なく第三者に情報を提供
することはありません。

Q. 届出は平日しかできませんか。

A. 原則、市役所開庁時間（年末年始を除く平日 8：45～17：15）のみ受け付けています。ただし、宣誓の手続き（4 ページ）については、開庁時間に来庁が難しい等の事情がある場合は、まずにご相談ください。

Q. 受領証等に有効期限はありますか。

A. 返還及び無効に該当しない限り、有効です。

Q. 引っ越しをしたときに手続きは必要ですか。

A. 転居によって、どちらも苫小牧市民ではなくなる場合は返還又は継続申請の手続きが必要です。7 ページ及び 9～10 ページをご確認ください。



とま子ヨッパ

©2011 苫小牧市

苫小牧市パートナーシップ制度
利用の手引き

令和4年12月 発行

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室

苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所7階

TEL：0144-84-4052 FAX:0144-34-7110

E-mail：kyodosankaku@city.tomakomai.hokkaido.jp